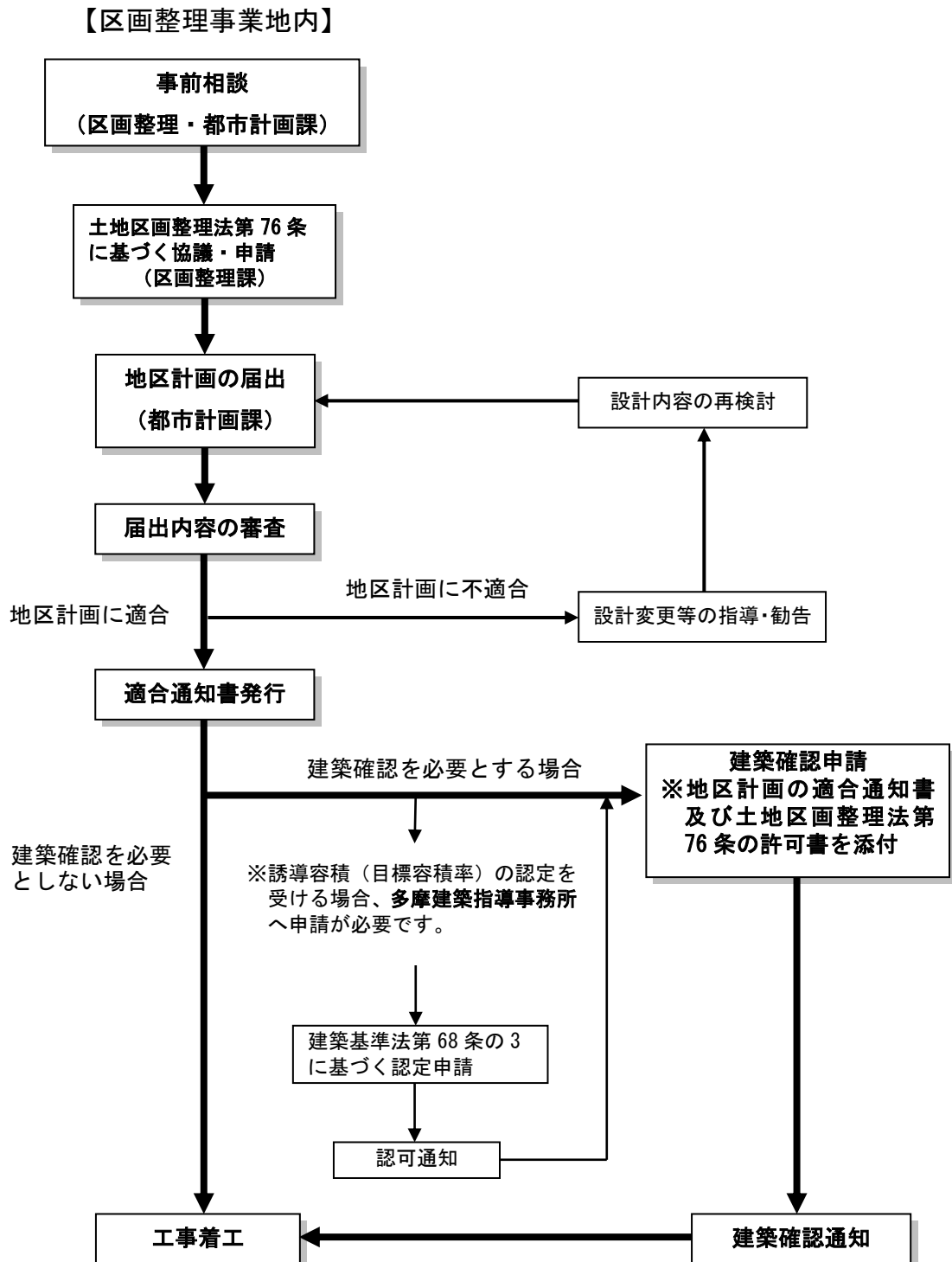


手続の流れ

(1) 地区計画区域（都市核地区の場合）

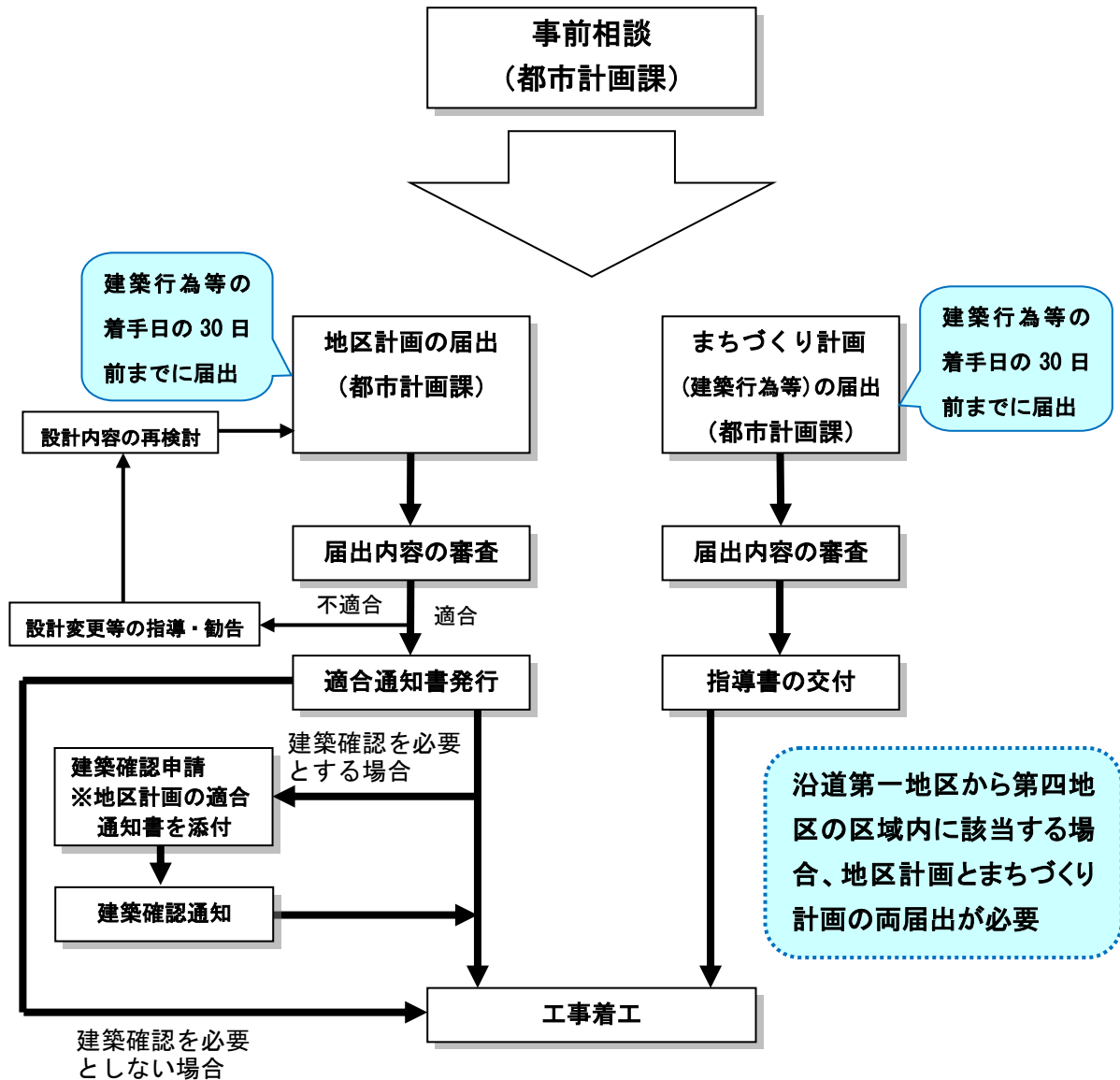
地区計画の区域内で建築行為等を行う場合には、その内容を工事着手の30日前までに市長に届け出なければなりません。



※武蔵村山市の建築指導及び確認申請等については、特定行政庁（多摩建築指導事務所）で行っています。

(2) 地区計画区域（新青梅街道沿道第一、第二、第三、第四地区の場合）

地区計画の届出のほか、新青梅街道沿道地区まちづくり計画の届出（計画区域内における建築行為等の届出）が必要となります。

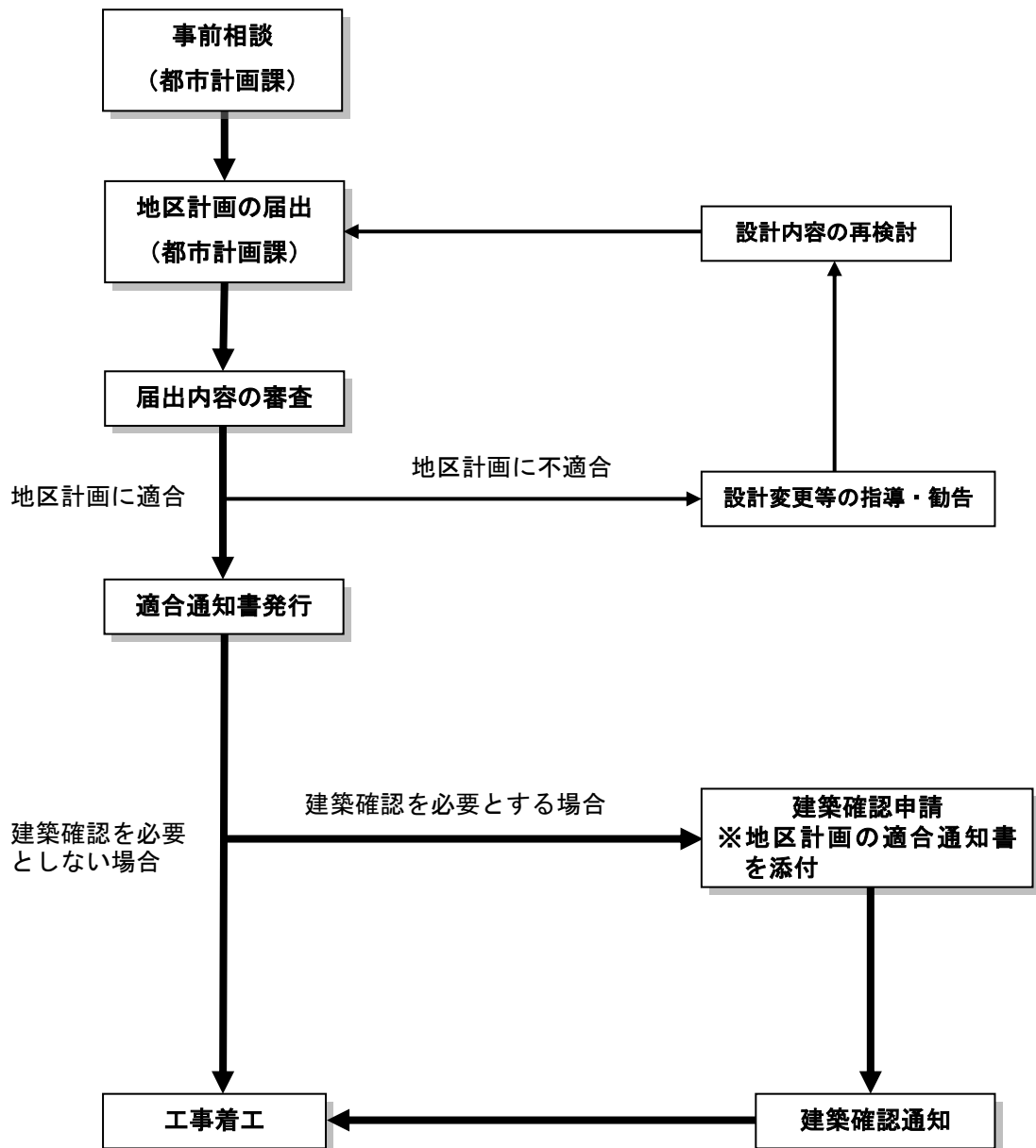


※武蔵村山市の建築指導及び確認申請等については、特定行政庁（多摩建築指導事務所）で行っています。

(3) 地区計画区域（都市核・新青梅街道沿道地区を除く6地区の場合）

【大南公園南部地区、村山工場跡地地区、学園四丁目地区、学園二丁目地区、緑が丘地区、大南五丁目地区】

地区計画の区域内で建築行為等を行う場合には、その内容を工事着手の30日前までに市長に届け出なければなりません。



※武蔵村山市の建築指導及び確認申請等については、特定行政庁（多摩建築指導事務所）で行っています。